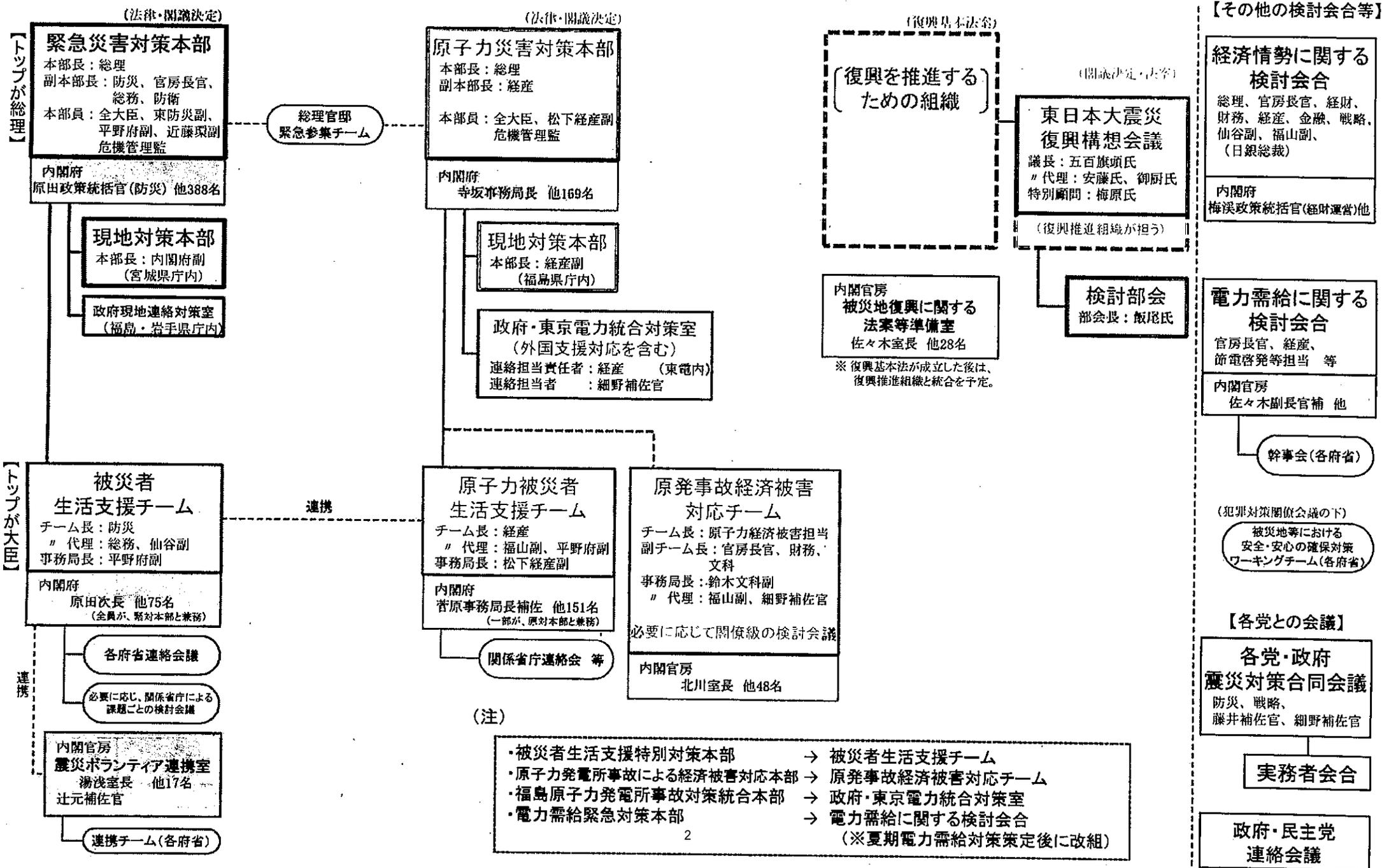


参考資料 7
被災ペット対策関係資料

政府における東日本大震災関係の対策本部等の概略図

(平成23年5月9日現在)



指 示

平成23年3月12日 18時25分

福島県知事 殿

大熊町長 殿

双葉町長 殿

富岡町長 殿

浪江町長 殿

内閣総理大臣

東京電力（株）福島第一原子力発電所で発生した事故に関し、原子力災害対策特別措置法第15条第3項の規定に基づき下記のとおり指示する。

記

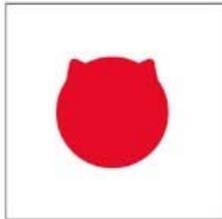
東京電力（株）福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の住民は、避難すること。

今後、現地対策本部長から新たな指示が出された場合にはその指示に従うこと。
区域内の居住者等に対して、その旨周知されたい。

公 示

平成23年3月12日18時25分

| | |
|-----------------------------|--|
| 1. 緊急事態応急対策を実施すべき区域 | 東京電力(株)福島第一原子力発電所から半径20km圏内の海域 |
| 2. 原子力緊急事態の概要 | 緊急事態該当事象発生日時 平成23年3月12日 16時48分 |
| | 発生場所 東京電力(株)福島第一原子力発電所 |
| | 放射線等の状況 排気筒モニタの値：不明 発電所敷地周辺のモニタリングポストの値：不明 |
| | 被害状況： 数名の負傷者がいる模様であるが詳細は調査中。 |
| 3. 1. の区域内の居住者等に対し周知させるべき事項 | その他の特記事項 ・敷地境界において500 μ Sv/hを超える放射線量を計測。 |
| | 東京電力(株)福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の住民は、避難してください。 今後、現地対策本部長から新たな指示が出された場合にはその指示に従ってください。 |



どうぶつ 救援本部

お知らせ
緊急災害時動物救援本部 経過報告
被災地の動物救援本部連絡先一覧

■支援いただける方向け
動物ボランティア募集
義援金募集
支援物資募集
支援にご協力いただける企業様へ

■被災者の方向け
動物可の避難所のご案内
動物可物件のご案内
動物の一時預けご希望の方へ
診療可能な動物病院
・アニコム様HPへ
・日本獣医師会HPへ
開店しているペットショップ
被災地の状況提供のお願い
避難所での動物との過ごし方

ペットを探しています

リンク
関係者向け(要ログイン)
English

トップページへ
個人情報の取扱いについて



PICK UP

活動報告

被災地の動物救援本部連絡先

ボランティア活動をしている皆様へ

被災地の動物に関する情報募集

ポスター



更新情報

- 7.27 「動物可物件のご案内」更新
- 7.27 「動物ボランティア募集」リンク先変更

⇒ [その他の更新一覧](#)



どうぶつ救援本部(緊急災害時動物救援本部)

- 財団法人日本動物愛護協会
- 公益社団法人日本動物福祉協会
- 公益社団法人日本愛玩動物協会
- 社団法人日本獣医師会

事務局:財団法人日本動物愛護協会
本部長 中川 志郎

〒107-0062
東京都港区南青山7-8-1
南青山ファーストビル6階
TEL:03-3409-1822 FAX:03-3409-1868



緊急災害時動物救援本部の主な活動内容

- 被災動物の救護等のための人材派遣・物資提供・資金供与**
被災地に設置された各県の「動物救援本部」やその他団体などへ、支援物資の輸送や活動資金の供与を行っています。また、必要に応じてボランティアなどの派遣を行います。それぞれの動物救援本部においては、被災動物の医療・フード・ペット用品の提供、動物の一時預かり、放浪動物の保護などを行っています。
また、動物保護シェルターの設置を予定している動物救援本部もあります。
・岩手県災害時被災動物救援本部(事務局・岩手県獣医師会)
・宮城県緊急災害時被災動物救援本部(事務局・宮城県獣医師会)
・仙台市被災動物救護対策臨時本部(事務局・仙台市獣医師会)
・福島県動物救護本部(事務局・福島県保健福祉部食品生活衛生課)
→ [各地の動物救援本部連絡先一覧](#)
- 救護活動を円滑に実施するため、政府・都道府県等の関係行政機関との連携**
動物救護に必要な事項を政府や都道府県等に要請するなど、救護活動が円滑に実施されるように行政との連携をとっています。
- 緊急災害発生時の効率的な救護活動のための予防措置**
災害が発生したとき、効率的に動物救護活動を行えるよう、防災マニュアルの作成などを行っています。

©緊急災害時動物救援本部
画像・情報などの無断転載、使用はご遠慮ください

緊急災害時動物救援本部 事務局:財団法人日本動物愛護協会
〒107-0062 東京都港区南青山7-8-1 南青山ファーストビル6階 TEL:03-3409-1822 FAX:03-3409-1868

制作・管理 公益社団法人日本愛玩動物協会

平成 23 年 3 月 14 日

別紙団体の長 宛

環境省大臣政務官

平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震により生じた
被災家庭動物の保護への御協力について

この度の地震により、多数の方々が被災されたことに関し、心から痛ましく思いますとともに、一日も早い復興をお祈りいたしております。

さて、被災地では、多くの方が避難を強いられておりますが、被災地に多くの家庭動物が残されていることが想定され、被災された住民の皆様の心の支えとなりうる家庭動物の保護・収容及び適正な飼養への支援は急務となっております。

しかしながら、未曾有の規模で起きたこの度の地震による被害は甚大であり、また、避難施設における動物の保護、適正な飼養の体制整備及び従事する人員、物資の確保も困難となっております。

そこで、財団法人日本動物愛護協会を事務局とする関係 4 団体から構成される緊急災害時動物救援本部が、発生直後に活動を開始しました。

つきましては、貴会におかれましても、事情を御高察の上、緊急災害時動物救援本部と連携の上、可能な限り被災地における家庭動物の保護・収容及び適正な飼養への支援について御協力をお願い申し上げます。

一日も早い被災地の復興に御支援いただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

関係団体への協力要請文書等の発出先

| | 発出先 団体名 | 役職 | 氏名 |
|----|-----------------|------|--------|
| 1 | (財)日本動物愛護協会 | 理事長 | 中川 志郎 |
| 2 | (社)日本動物福祉協会 | 理事長 | 山下 眞一郎 |
| 3 | (公社) 日本愛玩動物協会 | 会長 | 小川 益男 |
| 4 | (社)日本獣医師会 | 会長 | 山根 義久 |
| 5 | (社)日本動物園水族館協会 | 会長 | 山本 茂行 |
| 6 | (社)ジャパンケネルクラブ | 理事長 | 永村 武美 |
| 7 | 中央ケネル事業協同組合連合会 | 代表理事 | 福森 美由紀 |
| 8 | (社)全国ペット協会 | 会長 | 米山 由男 |
| 9 | 全日本動物輸入業者協議会 | 会長 | 有竹 隆 |
| 10 | 日本鳥獣商組合連合会 | 理事長 | 河野 朝城 |
| 11 | 優良家庭犬普及協会 | 会長 | 森山 眞弓 |
| 12 | (公社) 日本動物病院福祉協会 | 会長 | 石田 卓夫 |
| 13 | (公財) どうぶつ基金 | 理事長 | 佐上 邦久 |
| 14 | (社)ペットフード協会 | 会長 | 越村 義雄 |
| 15 | (社)日本ペット用品工業会 | 会長 | 林 明雄 |

グッドプラクティス集

— 参考優良事例の紹介 —

Ver.1

(被災ペット関連)

平成23年4月12日

自然環境局動物愛護管理室

① 多様な関係者の連携による動物救護の取り組み (仙台市の例)

仙台市では**仙台市被災動物救護対策臨時本部**を立ち上げ多様な関係者が連携し、被災ペットの救護活動を行っている。

仙台市動物管理センター

飼い主のなくなった犬猫を保護し、元の飼い主への返還や新たな飼い主への譲渡。

仙台市獣医師会

動物病院において飼い主が被災したために飼えなくなった動物の一時預かり。

NPO法人(2団体)

各避難所を回ってニーズや課題などの情報収集と物資運搬。

その他(事業者等)

市内のペットショップがペットフード等の物資の集積拠点としてスペースを提供。

② 避難所における取り組み

同行避難したペットがトラブルにならないよう配慮

- ・ペットと同伴している被災者との生活空間の分離
(ペット同行避難者専用の居住スペース(区画分け、空き教室、別棟)の提供)
- ・獣医師による巡回、健康相談
- ・ペットアレルギーの方へ、ポスター等による周知



③ 仮設住宅での動物飼育支援 (岩手県の例)

<陸前高田市及び釜石市>

仮設住宅でのペット連れ入居を容認

<岩手県>

ケージ等の物資や
アドバイス等の支援



(参考)平成16年 中越地震での事例

- ペットの飼育世帯を1区画にまとめる。
- 別棟に動物用プレハブ施設を設置し、住民共同での飼育管理
- 自治体は、ペットの健康相談、伝染病予防接種、ケージなどのペット用品の貸出
- 動物飼育ルールづくり



④ 被災ペットへの給餌活動

(参考)平成16年 中越地震での事例

- 全村避難した山古志村へ取り残された動物へのペットフードの給餌
- 飼育世帯地図を作成の上、県職員による給餌を実施

動物収容・譲渡対策施設整備費補助

50百万円（100百万円）

自然環境局総務課動物愛護管理室

1. 事業の概要

都道府県、政令市等が所有者から引取り依頼等された犬及び猫については、各自治体の動物愛護センター等の収容施設に収容され、譲渡される機会を待っており、動物愛護の観点から収容施設の拡充・改善が必要である。

また、犬及び猫の殺処分数を大幅に減少させるためには、収容前の普及活動を推進するとともに、収容された犬及び猫について、家庭動物としての適性を評価して譲渡に結びつけることが重要なことから、自治体における動物の収容・譲渡のための施設整備に対する支援(補助)を行う。

2. 事業計画

| 内容等 | H21 | H22 | H23 | ~H29 | 備考 |
|----------------|-----|-----|-----|------|-------------------------------|
| 動物収容・譲渡施設の整備補助 | | | | | 動物愛護基本指針の目標期間内で、全国でモデル的に補助する。 |

3. 施策の効果

「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づく「動物愛護基本指針」（平成18年10月31日環境省告示第140号）では、犬猫の殺処分数の減少を目標に掲げており、その達成に寄与する。

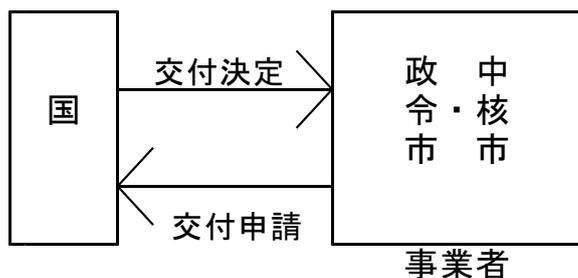
4. 備考

(事業費内訳)

動物収容・譲渡施設の新・改築 50百万円
(補助率 1/2)

- ① 保管施設の新築・改築・改修
- ② 譲渡のための専用スペースの設置（改修を含む）

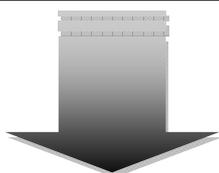
(補助金の流れ)



動物収容・譲渡対策施設整備費補助

(背景)

- 近年、国民の家庭動物等飼養に対する関心が高まっている。
- 動物愛護管理法に基づく「基本指針」では、平成29年度までに、犬及びねこの殺処分数の半減を目標に掲げている。
- 平成29年度までに、犬及びねこの引取り数及び殺処分数を大幅に減少させるためには、家庭動物等としての適性を評価して譲渡に結びつけることが重要である。
- 現在ある自治体の収容施設のうち、多くが老朽施設であり、保管場所についても狭隘な場合が多い。



動物収容・譲渡施設の新・改築

◆ 保管施設の新築・改築・改修

（動物保護の観点から十分な保管スペース、電気・給排水設備、冷暖房設備等）



◆ 譲渡のための専用スペースの設置（改修を含む）

（譲渡希望者等とのふれあいの場、適正譲渡講習会等実施会場）



指 示

平成23年4月21日11時00分

福島県知事 殿
富岡町長 殿
双葉町長 殿
大熊町長 殿
浪江町長 殿
川内村長 殿
楡葉町長 殿
南相馬市長 殿
田村市長 殿
葛尾村長 殿

平成23年（2011年）福島第一及び第二
原子力発電所に係る原子力災害対策本部長
内閣総理大臣

東京電力株式会社福島第一原子力発電所で発生した事故に関し、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第3項の規定に基づき下記のとおり指示する。

記

別添「警戒区域の設定について」（平成23年4月21日原子力災害対策本部）に基づき、東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内を原子力災害対策特別措置法第28条第2項において読み替えて適用される災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第63条第1項の規定に基づく警戒区域に設定し、緊急事態応急対策に従事する者以外の者に対して、市町村長が一時的な立入りを認める場合を除き、当該区域への立入りを禁止し、又は当該区域からの退去を命ずること。

各々の市町村域のうち、対象区域内の居住者等に対して、その旨周知されたい。

<参考>

○災害対策基本法（昭和36年法律第223号）

※原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第28条第2項による
読替後

（市町村長の警戒区域設定権等）

第六十三条 原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、警戒区域を設定し、緊急事態応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

2 前項の場合において、市町村長若しくはその委任を受けて同項に規定する市町村長の職権を行なう市町村の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警察官又は海上保安官は、同項に規定する市町村長の職権を行なうことができる。この場合において、同項に規定する市町村長の職権を行なったときは、警察官又は海上保安官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

3 （略）

第一百六条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金又は拘留に処する。

一 （略）

二 第六十三号第一項（原子力災害対策特別措置法第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による市町村長（第七十三条第一項の規定による市町村長の事務を代行する都道府県知事を含む。）の、第六十三条第二項の規定による警察官若しくは海上保安官の又は同条第三項（原子力災害対策特別措置法第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）において準用する第六十三条第一項の規定による原子力災害派遣等を命ぜられた部隊等の自衛官の禁止若しくは制限又は退去命令に従わなかった者

別添

警戒区域の設定について

平成23年4月21日

原子力災害対策本部

原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第28条第2項により読み替えられる災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第63条第1項の規定に基づき、市町村長が警戒区域を設定し、緊急事態応急対策に従事する者以外の者の立入りを制限するに当たっては、以下の考え方によることとする。

1 警戒区域の設定の考え方

(1) 警戒区域

①方針

- ・避難のための立退きを指示された区域内の現状として、同区域内に残留したり、立ち入ったりする居住者等が確認されている。これらの者の安全を確保することが困難であるほか、同区域外への影響も懸念されることから、新たに同区域を警戒区域として設定し、居住者等の生命又は身体に対する危険を防止することとする。

②設定の考え

- ・原子力災害対策特別措置法第20条第3項の規定に基づき、原子力災害対策本部長から関係地方公共団体の長に対する指示により、当該関係地方公共団体の長が、同法第28条第2項で読み替えられる災害対策基本法第63条第1項の規定に基づく警戒区域を設定することとする。
- ・警戒区域は、立入りの制限として設定し、緊急事態応急対策に従事する者以外の者の立入りを制限することとし、一時立入りの許可基準は、原子力災害対策本部長が別に示すこととする。
- ・警戒区域の設定に当たっては、立入りができないよう物理的な

措置を原則として講ずることとする。

(2) 設定年月日

4月22日午前0時

(3) 設定範囲

原子力災害対策特別措置法第20条第3項の規定に基づき、原子力災害対策本部長が居住者等の避難のための立退きを関係地方公共団体へ指示している地域（福島第一原子力発電所から半径20km圏内、海域も含む。）を設定範囲とする。

2 警察等との連携

警戒区域の設定は、道路における物理的な立入制限の措置に加え、警察等による検問により担保される必要がある。そのため、原子力災害対策特別措置法第20条第3項の規定に基づく原子力災害対策本部長の指示に際しては、警察等との綿密な調整を行うこととする。

(参考)

〈警戒区域の設定の法的効果〉

- ・警戒区域への立入制限に違反する場合には、10万円以下の罰金又は拘留（原子力災害対策特別措置法第28条第1項により読み替えられる災害対策基本法第116条）。